

公益企業における料金設定問題と企業利益 の計算区分について

序

電気事業、ガス事業、軌道事業、或いは水道事業のよ
うに、日常生活必需用役を、独占的に供給している近代
的設備産業としてのいわゆる公益企業 (public utilities)
の分野において、もっともひとびとの関心を集めてきて
いることからは、料金統制のありかたをめぐる問題であ
ろう。

公益企業の実際上の料金設定 (rate-making) 問題は、
たんにこの種企業自体の独占価格の合理的な算定方式を
確立するという経済理論上の問題であるばかりでなく、
今日、一般物価の動向を示唆し、また方向づけてゆくも

のとして特に世人の注目を浴びてきている。したがっ
て、従来、この問題についてのわが国における解決策
は、その価格決定方式をもっぱら立法府ないし行政機関
の手にゆだね、業者は、統制機関に働きかけるのに対
し、他方消費者大衆は、これにある程度の圧力を加える
という政治的方策がとられてきた。會て民主的、合理的
調整機関としての公益事業委員会がわが国で形成され
たが、その育成をみることなく解消し去った事実によつ
てもこの間の事情の一端をうかがうことが出来る。

ところで、このような公益企業の料金統制問題に対し
て、米国においては、早くから比較的民主的な解決策が
はかられてきている。それは、同国において、過去半

西 川 義 朗

世紀余の長期間にわたって採用されてきた私有私营の公益企業の伝統的統制方式であり、公益企業経営の自主、自立を建前とする「公正報酬の原則」(Fair return principle)を根幹とするものであった。しかもそれは、まず公正報酬を受ける当該企業の公益企業用に供されている財産額を基礎として算定されるべきものであるという原則に立脚するものであった。いわゆる「レート・ベース方式」と称されるものがそれである。

ところで、公益企業用役の価格決定方式として、なぜこのように間接的な利潤統制基準が採用されたか、またかかる方式が一般に長く重んぜられてきたかということに関しては、これまで数多くの文献が異口同音に述べてきたごとく、結局、これは料金裁定者の立場におかれた最高裁判所が、私有財産制を保護する意味において、企業の財産額を算定することに最も強い関心を払わざるを得なかったからにはかならない。換言すれば、公益事業用私有財産が、行政権に基づく料金統制によって、侵害されるか否かをまず問題としたわけである。そこで公益企業の担当者並びに消費者の意見を代表する公益企業の統制機関も、この公益事業用財産額ないし資本額の算

定問題に深い関心を払うようになったのである。かくして、公益企業の料金水準(Rate Level)としての基礎(Cost base)は、公益企業用の財産評価額であるとさえ解されたのである。⁽¹⁾

このようにして、米国においては、非常に早くから公益企業料金統制の争点が長く財産評価問題にしばられていたのである。もっとも、その争点をなした公益企業用財産の範囲或いは評価の基準等に関しては、関係者の間において、終始意見の一致をみることなく、公益企業会計における評価論争の的となってきたことは周知のごとくである。⁽²⁾

わが国においても、戦前から、右のごとき公正報酬原則による公益企業統制思想は導入されていたようであるが、一般的には制度化されることなく、ただ監督官庁の一方的認可主義によっていたのである。ところが、戦後に至り、企業の民主的自主性を重んずる私有公益企業の料金統制のあり方が問題とされるようになった。しかし米国に存在するような、裁判所による裁定、或いは前述のごとく公益事業委員会のごとき民主的統制機関の規制組織の発達はみなかったが、比較的有効な統制方式と民

主的統制手段の導入が図られた。重要なものとしては、新しい統一財務会計制度の部分的導入とともに、前述のごとき公正報酬原則思想に基づく料金規制方式の採用がそれであった。

わが国において、公正報酬原則に基づく公益企業規制の導入に先鞭をつけたのは、戦後も比較的まとまりを保っていた私営のガス事業であった。その料金設定の基本的構想は前述のレート・ベース方式によるものであった。

その他の公益事業において採用されていた料金統制方式は、料金の原価要素を価格計算して、最後に若干内部留保を加味した配当金を加算するいわゆる「積上げ方式」と称されるものであったが、その後電気事業をはじめ他の私有公益事業のみならず、公営の公益事業においても、料金算定に弾力性を認める考え方として、公益事業に公正報酬に準ずる事業報酬を認容する制度を採用することが配慮されるようになった⁽⁶⁾。

本稿は、私有私営を建前とする公益企業の料金設定の中心課題をなす適正報酬の算定問題を中心とし、それと関連せしめられる会計上の諸勘定、特に企業利益の区分とそのありかたについて、若干の考察を試みようとする

ものである。

(1) レート・ベースは、一八九八年の有名な Smyth v. Ames 事件以来、料金設定原則における Fair Value Principle の支持をとりつづけた。Martin G. Glaeser: Public Utilities American Capitalism 1957, pp. 277~279.

(2) 拙稿「公益企業の財産評価問題と減価償却觀念の発達」一橋大学研究年報商学研究5 昭和三十六年三月 八頁—一〇四頁

(3) 当時、わが国の公益事業の会計組織は、まだ一般の「企業会計原則」がそれ程普及されていなかったため、財務諸表の体系のごときもそれに準拠することなく、米国の一九二〇年代の会計組織をより処としていたようである。

それを一九三七年の「会計組織」に準じて、「有効かつ適正な投資額」、「減価償却制度」の確立、「公益事業関連諸費用の処理」等を導入したのであるが、「原初原価の原則」は国情の相違から承継されなかった。「原初原価の原則」導入問題については小島慶三稿「電気事業会計規則について」〔会計〕昭和二十六年五月号五六頁参照

(4) レート・ベースとして、会計上の資産勘定数値を基準としたのであるが、その場合、期末の金額をそのままとするのではなく、前年同期と比較しての増分、すなわち企業成長度分の増加額を組込んだ点は、将来の料金を決定するという意味で進歩的であった。

(5) 公益企業料金設定に、公正報酬を織り込む思想は、元

来私有公益企業独自のものであるが、わが国では、地方公営企業の料金算定に際して、この種事業の健全な経営を確保する上に必要な資金を内部留保するため、適正な率の事業報酬を料金に含ませることが適当とされている。(地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達・昭和四十一年七月五日自治企第一〇五号)

公益企業の料金水準 (rate level) が、伝統的な算定基準としてレート・ベース方式をとる場合、基本的算定要因とされたものは、いわゆる公正価値 (fair value) とみられる財産評価額と公益企業所得 (utility operating income) としての企業利潤であった。端的に⁽¹⁾いって、公益企業財産額に対する企業所得の割合が妥当視される場合、その所得を公正報酬 (fair return) と称し、公益企業はかかる報酬を獲得し得るような料金水準を保つことが是認された。もちろん私的公益企業は、必ずしも企業利潤をあげることが保証されてきたわけではない。しかし、公益企業が、事業の特性に基く独占利潤を否定する意味での料金規制を受ける場合には、それに代るものとして、いわゆる公正な報酬 (fair return) を取得するこ

とが、裁判所はもとより、企業の統制機関によって代表される消費者側においてもこれを認容してきた。

ところで、右のごとき料金水準の算定に当ってまず問題とされたのは、公正価値としての財産評価額であった。実際、アメリカにおいて、一九四〇年代までの料金規制をめぐる係争の中心は、評価基準を何に求めるかということであった。公正市場価値 (fair market value) としての時価基準 (present value basis) から、原価基準 (cost basis) へ、さらに再生産原価 (reproduction cost) から原初原価 (original cost) へと⁽²⁾いった財産評価の変遷過程については、これまで多くの論者によって明らかにされてきた問題であった。一九四四年の有名なホープ事件において、いわゆる公正価値の原則 (fair value principle) を裁判所自からこれを放棄するがごとき判例を示すに至り、公益企業の統制機関が支持する実際原価 (actual cost) なごし慎重投資額 (prudent investment) を基調とするようになった。ただ、鉄道及び公益企業委員会 (National Association of Railroad and Utilities Commissioners) や連邦動力委員会 (Federal Power Commission) その他これにならう各州の公益企業委員会が

支持してきた原初原価 (original cost) を基礎とすることには、しばしば多くの反対が唱えられてきている⁽³⁾。だが、曾てみられたような財産評価人 (Appraiser) の手を経て算定されるような再生産時価はあまり主張されなくなってきた⁽⁴⁾。これは、料金水準に対する財産評価額の持つ意味が従来のようにそれ程尊重されなくなったからであるとも解される。したがって、ホープ事件以降、企業会計上の資産額ないしその一部修正額を財産額として採用するケースが多くみられるようになってきたのである。

レート・ベースとしての財産評価額とともに、企業に対する報酬額の適正度を示すものは報酬率 (rate of return) である。ところでこの報酬率の公正割合は、これまで實際上財産評価額ほど問題とされることは少なかった。というのは、当該企業の属する公益企業の平均的な報酬率を標準とみたり、あるいは公益企業全体の報酬率の趨勢等をこれに加味し、また一般市場金利ないし資本費の動向等を若干考慮する程度で、ほぼその時期の適正率が概算されてきたからにはかならない⁽⁵⁾。これ等の点に⁽⁶⁾関し、一部の学者による反省が加えられてきている。と

いうのは、公正報酬の対象となる財産評価額が、前述のごとく実際原価、ないし財務会計上の資産額或いは有効ないし慎重投資額 (effective or prudent investment) によって算定される動向にあり、これをもし是認してゆくとするならば、当該公益企業の報酬率の妥当性のいかんは、殆ど自動的に判断されることになってくるものとみられるからである。すなわち、一般に公益企業の需要量は、これまで増大の傾向を有するとはいえ、比較的安定しているものとみられ、これを前提とするレート・ベースとしては、固定的な公益企業用投資額、もしくは実際資本調達額が採用されれば、それに対する標準的報酬率に基づく報酬額と実績報酬額或いは実績報酬率との比較によって現行料金水準の高低が単純に裁定されるものとみられるのである。

ところで、いま公益企業の需要変動問題並びに技術的供給条件の変化にかかわる問題は別として、料金算定基準ないし料金設定のための基礎的情報を、既述のごとく、実際の取引額を基調とする財務会計数値に求めようとする場合、特に留意されねばならないことは、必ずしも一般に考えられてきたごとく、⁽⁶⁾求むべき会計値が単純

に、全く自動的ないし機械的に算出される性格を持つものとはいえないということである。この点、これまでしばしば誤解を招いてきているので反省しなければならぬことであろう。

そもそも、公益事業会社が作成・公表し、また公益企業の監督機関が是認する財務報告書上の資産額、或いは資本額(剰余金を含む)及び負債額並びにそれ等の勘定項目の分類・設定が、公正報酬の対象となる「財産額」を正當に示しているかどうか甚だ問題である。さらに一般的には収益・費用差額として算定される企業利益から、容易に公益企業の当然受けるべき「報酬額」が抽出されるものであるかどうか特に問題の存するところである。

例えば、財産額及び報酬額の兩者に関連する減価償却額をとってみても、財産額から差引かれるべき償却額、それはまた料金収入をもって賄われるべき費用額であることは明らかである。だが、もとの投資額を減価償却の基礎価額として特定の償却方法に従い、その回収額を計算することは、いわゆる企業の期間損益計算のための減価償却費を算出することとあわせて、投下資本額の未回

収残高としての被償却財産額を確定するものであるが、このような計算手続をとおして得られた金額をもって、公益企業料金設定の基調をなすものと単純に看做すことには問題がある。また、これまでしばしば指摘されてきたごとく、貨幣価値の変動、特に貨幣価値が一方的に低下してきている実状の下において、右のごとき伝統的減価償却計算によることは、財産額のみならず、減価償却費を差引いて計算される報酬額自体についても、そのままでは正當視されないであろう。

減価償却の問題は、後にも触れるごとく、公益企業会計にとって特に重要な問題である。だが、その他の経理問題についても、公益企業の料金算定を目的とする場合、既成の勘定区分や処理によるものをレート・ベースもしくは事業報酬すなわち損益の増減値として、そのまま自動的に適用することには問題が存在するものが少なくない。というのは、公益企業の財務会計は、会社自らの経営手段ないし投資家保護のために用いられるばかりでなく、特に、営業費はもとより、ときには建設費までも負担せしめられることのある消費者の見地にも役立つことが重視されてきている。例えば、持分会計の領域

(79) 公益企業における料金設定問題と企業利益の計算区分について

に、消費者持分 (consumers equities) の思考を導入する
がごときがそれである。また、これまで公益企業の統制
機関は、統一会計制度 (uniform account system) を設け
て、企業財務の健全性と公共的規制の趣旨を生かすこと
に務めてきているが、それは、必ずしも料金設定のみを
目的としたものでなかったことはいうまでもない。

そこで、以下公益企業会計制度としては、その特色と
する料金設定情報を、企業会計構造全体の中でのよう
に取扱ひ、また調整を図るための努力を払ってきたか
について検討を試みることにしよう。

(1) 公益企業の財務会計上、収益・費用差額としての利
益 (profit) と同様な言葉は企業活動全体としての最終的純
利益 (net profit) にいつてのみ用いられるのが普通であ
り、利潤を現わすものとしては、所得なり報酬 (income
or return) と同様な用語が多く用いられてきている。これ
は公益企業の営む事業の公共性からきてくるものと解され
る。

(2) J. C. Bombright: Principles of Public Utility
Rates, 1961, pp. 160~171. J. R. Foster and B. S.
Rodey: Public Utility Accounting, 1954, pp. 32~33.
J. Bauer: The Establishment and Administration of a
"Prudent Investment" Rate Base, The Yale Law

Journal, 1944, pp. 501~505.

(3) 拙稿「公益企業における『オリジナル・コストプリン
シプル』についての反省」(『公益事業研究』第十四巻二
号、三頁—三〇頁参照)

W. A. Paton: Accounting Policies of the Federal
Power Commission—A Critique, Journal of Account-
ancy, June 1944, pp. 432~460.

(4) J. C. Bombright: *op. cit.*, pp. 172~187.

(5) N. L. Smith: The Fair Rate of Return in Public
Utility Regulation, 1932, pp. 141~161.

(6) J. C. Bombright: *op. cit.*, pp. 147~151.

(7) 米国の公益企業は広く採用されている償却方法は定額
法が多い。わが国においても、料金設定計算については定
額法によっている。

(8) H. Bierman: The Effect of Inflation on the
Computation of Income of Public Utilities, The Ac-
counting Review, April 1956, pp. 258~262.

二

米国におおつて、鉄道事業も含め広い意味での公益企業
の財務会計の構造が、料金設定に交渉をもつた進展過程
を、同国における公益企業の指導的統制機関が定めた統
一会計制度並びにその背後に存在した基礎概念を中心と

してみると、つぎの三つの「統一会計組織」(Uniform System of Accounts) 規程によって或る程度代表されるものと認められる発展的区分が可能である。

その第一は、公益企業統制に関し、最も進歩的な活動を示したものとみられるマサチューセッツ州において、一九二一年に制定された「ガス及び電気事業会社統一会計組織」である。⁽¹⁾ 第二は、一九三六年に鉄道及び公益企業委員会全国協議会(National Association of Railroad and Utilities Commissioners)の制定した「電気事業統一会計組織」である。⁽²⁾ 第三は、アメリカ合衆国連邦動力委員会(Federal Power Commission)が一九六一年に改定した「統一会計組織」である。

まず、右の三つの「会計組織」を通じて全般的にいえることは、いずれも公益企業の業種一般に共通する会計の基礎概念並びに計算構造についての各時代における先駆的役割を果たしてきたということである。それとともに、これ等の統一会計組織は、各州の地方公益事業とともに、州際的な、全国的公益事業にも準用されることゝの一般性を持つものであるということである。つまり、企業会計上必要な比較可能性を各個別企業の期間比較は

もとより、業種、地域の相違をも相当程度まで克服した経営比較を可能とするものであった。

ところで、一九二〇年代に至るまでにおいても、既に公益企業の体系的な「統一会計組織」は、その統制機関によって設けられていた。公益企業統制について、早くから関心を示したマサチューセッツ州のごときは、既に一八七六年に、同州の鉄道委員会(Board of Railroad Commissioners)が鉄道及び市街鉄道の統一会計組織を制定している。その後、この会計組織に準ずるものが一八八五年にガス事業、一八八七年に電気事業にも適用された。⁽³⁾ しかしながら、当時の「会計組織」は、公益企業として処理すべき財務規制を主眼とするものであり、最初は全く勧告的なもので、後に州際商業委員会(Interstate Commerce Commission)等により強制されるようになって、⁽⁴⁾ その性格を変えることはなかった。

ところが、一九二〇年代を迎える頃から、公益企業の料金統制についても、企業会計上の数値に或る程度に関心が当業者によって払われるようになったのである。それは既述のごとく、レート・ベースとしての財産評価額の算定に当って、財務会計上算定されている固定資産額

とそれに対する減価償却累積額、或いは株式・社債等の固定的資本額が斟酌されるようになってきたからである。すなわち各州の公益事業局もしくは公益事業委員会としては、その頃支配的であった財産評価人の判定する評価額——価値基準——によってレート・ベースを設定するよりも、企業自身が実際の客観的な取引価格に基づいて算定している会計数値を重んじようとする傾向が見受けられるようになったのである。しかしながら、当時の料金ケースを裁定した最高裁判所の見解は、未だ会計数値を評価の根拠とすることは殆どみられなかったのである。

それにも拘らず、各種公益企業の統制機関は、財務会計数値が或る程度レート・ベース算定の基礎にも役立つよう、会計組織自体の改訂・再編成を着実に試みてきたのである。

さて、一九二一年に制定されたマサチューセッツ州の「統一会計組織」は、右のごとき公益企業統制方策（会計数値を基調とする料金統制）の過渡期の産物であったとみて差支えないであろう。この「会計組織」に勘定分類を切替えることを当時のガス及び電気事業に要請したと

ころの会計規程設定趣旨を示す前文をみても、この間の事情を知ることができる。つまり、比較可能性を備えた統一会計規程による勘定処理並びにそれに基づく財務情報提供が、公共の関心（public interest）に應えるものであることを強調し、合せて、この「統一会計組織」が必ずしも各公益企業の詳細にわたる経理実務を決して拘束するものでない点を説くことによって、まず、会社が自主的にこれを採用することを勧告したのである。

また、財務統制を加えるという点で、ことさら断っている事項の中に、設備産業としての会計にとって最も重要な、いわゆる資本的支出項目の資本化（capitalization）についての判断基準にまで介入するものでなく、公益事業局の監督下にある料金設定や証券発行の承認についても、ことさらそれ等のために特定の勘定処理や区分を設けることを指示するものでない点を明らかにしている。⁽⁶⁾

このことは、実は企業会計の勘定計算どおりでないにしても、既に会計値の事業統制への利用が問題とされていたことを逆に裏書きしているものとみられるのである。

まず、右の「会計組織」の貸借対照表勘定に関する五項目の一般的説明事項（General Instruction）を概観す

るに、それらは著しく簿記的な、すなわち計算技法的な解釈がなされているにとどまる。たとえば、第一に貸借対照表勘定は、一定時における企業の資産、負債、剰余金もしくは欠損金を示す元帳勘定残高を結合し、集約するためだけのものであるというように説かれている。

資産評価については、ただ投資有価証券に関してのみ指示が与えられているに過ぎない。すなわち、他社の有価証券を獲得した場合、一応実際原価で記載し、その後相当の価値の上昇あるいは下落があつて、会社がその価値を調整することを望むならば、自由に合理的な評価を行なつて、それを年次報告書に示すことを認めている。ただその調整理由を明瞭に示すことが要請されている。

貸借対照表の資本及び負債勘定項目に関しては、株式の打歩、社債の割引額、発行費、および打歩、並びに準備金勘定についてのみ指示が与えられている。⁽⁷⁾

会社の株式資本は、普通株、優先株、従業員持株 (Employees Stock) の三者に分たれているが、これらの株式の発行もしくは承継によつてもたらされた現金の、実際払込額は一括して示すことにしている。この株式超過金払込額を区別して示すことの目的は、株式販売による打歩

の獲得額を損益と考えないためであるとしているが、しかし再取得された株式についてはこの限りではないとしており、ここでは、まだ資本剰余金 (Capital surplus) 觀念の成立をみるまでには至っていない。

つぎに社債割引額、発行費および打歩について、これ等の諸勘定借方残高の合計額は「社債割引額」勘定に、また貸方勘定残高合計額は、「社債打歩」勘定に記載すべきものとしている。なお、これ等の勘定は、いわゆる未經過勘定と認められるべき性質のものであるので、一定の期間経過に従つて、それぞれ「社債割引額償却」もしくは「社債打歩償却」としてアモチゼーションの処理をすることを命じ、また社債の再取得、償還等の差額を、証券発行金額の全額に対する減少額に比例させて、特に「損益」(Profit and Loss) の勘定で処理すべきことも明らかならしめている。

さらに、減価償却引当金 (準備金) (Depreciation Reserve) を含む特定目的のための諸準備金 (自家保険、減価基金準備金等) については、どのような場合にでも、当局の許可を得なくとも自由にこれらを他目的に転用して差支えないものとしている。

(83) 公益企業における料金設定問題と企業利益の計算区分について

この「会計組織」における損益計算書 (Income Statement) の説明項目についてみて、それが事業活動に基づく収入・支出勘定の残高を示すものであり、貸方残高の総額を現わす営業収益から営業費を減じたものが純営業収益 (Net Operating Revenues) であり、さらに、回収不能営業収益、営業課税額を控除して純営業利益 (Net Operating Income) を算出し、これに営業外利益 (Non-Operating Income) を加えたものが総益 (Gross Income) であり、それから利息その他の控除項目を差引いて、純損益 (Net Income or Loss) としこの計算書最終残高を求め、それは「損益」勘定のいわば明細書に振替えられるべきものであることを明らかにしているにとどまる。

貸借対照表と損益計算書を結ぶ「損益勘定」の明細書は、各会計年度中の営業活動その他の企業取引、公益企業自身の判断で行なった剰余金の処分額、期間外損益の調整額、その他どこをも属せしめることの予定されていない雑損益によって生じた会社の剰余金もしくは欠損金の変動を明らかにするものであり、同時に、その残高は、貸借対照表作成日現在の公益企業の未処分剰余金

をもまた示すものであることが明らかにされている。したがって、この「損益勘定」の明細書は、剰余金処分を含む会計期間中のあらゆる勘定変動原因の増減残高を最終的に相殺バランスをつける機能を果すものと解されている。

さて、以上のごとき、貸借対照表中心の計理構造の下において処理される諸勘定の処理要領が、ガス事業・電気事業の両者にわたって、また、特殊な事柄に関しては、両者を区分し、さらに会社の規模別に示されているのであるが、特に説明事項として詳細に示されている部分は、公益事業用財産の大部分を占める設備投資勘定 (Plant Investment Account) である。つぎにその主な事項を概説するが、それらは実際にリート・ベースの算定に関連したものと解される。少なくとも、その他の多くの諸州において、右のごとき「会計組織」に準拠して制定された統一会計規程における「設備投資」勘定は、リート・ベースとしての機能を果すものとして、公益企業統制機関の関心が払われたものとみられるのである。

(1) Department of Public Utilities of Massachusetts:
Uniform System of Accounts for Gas and Electric

Companies, Effective July 1, 1921.

- (2) 鉄道及び公益企業委員会全国協議会の「統一会計組織」規程は、一九二二年に一応公表勧告されたのであるが、減価償却制度等が整備されていなかったのは、カッパホルニアその他の諸州及び連邦動力委員会等によって拒否された。その後一九三〇年代の半ば頃から、この規程の再整備が行なわれ、一九三六年に至り、一般の承認と支持を受ける標準的公益企業会計組織の編成をみたのである。
- M. G. Glaeser: *Public Utilities in American Capitalism*, 1957, pp. 255~257. 拙稿「公益企業における統一会計制度の発達」(『現代会計学の展開』田島・定方両先生還歴記念論文集、昭和三十八年四月)二四九頁—二五九頁参照)
- (3) M. G. Glaeser: *op. cit.*, p. 255.
- (4) 一九二〇年代までの公益企業会計において、一般に採用されていた固定資産会計で、正規の減価償却制度を採用するものは稀であり、大部分廃棄準備金会計制度 (retirement reserve accounting) を採用していた。したがって、「固定資産会計数値」と「財産評価額」とが関連せしめられることは殆どなかったのである。H. B. Doran: *Materials for the Study of Public Utility Economics*, 1930, p. 158, pp. 606~624.
- (5) 公益企業用財産の建設価格の高騰を、客観的に立証する最も端的な方策は、実際取引に基づく財務会計数値であるので、業者は、第一次大戦後の物価騰貴による建設費の高騰をそれによって示し、財産評価額の増価、すなわち

ート・ベースの引上げによる料金の改訂を要請した。他方公益企業の統制機関は、実地検証による技術的評価方法の煩瑣な手続をとることを避ける方針をとってきたのである。J. C. Bonbright: *The Problem of Valuation, Merits of Original Cost and Reproduction Cost*, Harvard Law Review, March, 1928, pp. 593~608.

(6) Department of Public Utilities of Massachusetts: *op. cit.*, p. 8.

(7) マサチューセッツ州の公益事業局が、貸借対照表のうち、特に貸方項目について細かい指示を与えたのは、料金統制とともに、事業の証券発行に強い関心を持ってきたからである。I. R. Barnes: *Public Utility Control in Massachusetts*, 1930, pp. 20~79.

三

ここにいうところの、設備投資の勘定は、有形・無形のいわゆる固定資産に相当するものを指している。すなわち、事業の主要目的を達成するために充当された会社の財産を意味し、用役に供されて後、一年以上の耐用命数を有するものと考えられるものである。ということでは、この勘定には、直接、費用勘定 (operating expense account) に充当されないすべての支出額が含まれている

ことを意味している。

この設備投資勘定に借方計上される金額について、特にそれは支出の性質によって決定されるべきものであり、当該財産を建設もしくは取得するために使用された資金の源泉のいかんによるべきでないことを指摘している点は注目に値する。なお、これらの勘定の貸方に記載されるものは、放棄、崩壊、その他用役の廃棄によって減少したすべての財産の原始原価 (original cost) を示すべきものとされている。その場合、原始原価が明瞭に確かめられないときには、その原価を推定せざるを得ないのであるが、かかる推定計算の基礎を明瞭に記録すべきことを命じている点も同様に注目されねばならない。さらに原始設備に対する追加ないし増設 (Addition) による増価があり、また改良 (Betterments) が財産価値を増すことに関連してその能量の増大分を追加・増設し、特に後者について残余の変化に要した原価を営業費としての修繕費に計上することを命じている。また実際の改良やそのための取替、更新単位が財産構成部分として僅少であったり、また耐用命数が短かいような場合にも、それらの費用を直接修繕費に計上することを命じている。

設備投資勘定に計上されるべき金額は、財産及び改良の実際の支出額にその基礎をおくことを命じている。そして財産の実際原価は、廃棄、取替、再建、転用等によって処分されるまで、そのまま保持すべきことを要請している。換言すれば、再評価を実施することを禁じているわけである。

公益企業においては、いわゆる自家建設を行なうことが多いのであるが、その場合の原材料費は調達した場所における正味原価を作業費として建設原価に含ましめるべきものとしている。もちろん、輸送費や特別に必要な検収費等はこれに含ましめることを認めるのであるが、倉庫に貯蔵されている原材料を用いた場合には、その倉庫によるべきものとしている。さらに、特別の建設作業用に購入された機械その他の道具類で、他の利用目的にも供し得るものについても、その建設工事に計上しておき、工事完了後において、売却した場合には、その実現額を、また企業が保有する場合には、適当な評価額を、最初に借方記入した勘定から控除すべきものとしている。また処分売却されない場合、その評価額は、原材料もしくはその他適当な勘定に借記すべしという細か

い指示まで与えている。

さらに、いかなる設備投資勘定についても、何らかの基準に基づく評価修正を行なつてはならないことを命じている。これは新たに、レート・ベースの設定が行なわれた機会などに時価、もしくは再生産費基準を用いて評価替えをなすことを禁じたものと解される。というのは、公益事業監督当局が、たとえ料金設定その他の目的のために、財産について何らかの評価基準を認めるようなことがあるにしても——当時の最高裁判所が支持していた原価によらない公正価値等——そのような承諾は、特別の指示がなされない限り、簿価、すなわち取得原価の変更を保障するものでないことを特にことわっているからである。帳簿は、何時でも会社にとって現有財産の原始原価を示すことを意図しており、その喪失を意味する貸方記入は、財産の撤去ないし廃棄、売却、再建、転用等の事実によるべきものであることを明示している。

設備財産の廃棄に関しても、撤去、或いは取替、処分等が行なわれたときの廃棄財産の原価で正しく示すことを命じている。すなわち、帳簿に示されている価値が、常にそのときの原価を示すようにして、もしも帳簿がそ

のような廃棄時における原価を示し得ないならば、その金額を推定し、その事実と推定基準を注記することを指示している。また廃棄に際して行なう貸借対照表上の減価償却準備金 (Depreciation Reserve) との相殺に当っては、廃棄財産相当部分の原価に準備金を充当し、残存価値等がある場合には、「損益勘定」の「減価償却剰余金処分」(Appropriations of Surplus for Depreciation) 勘定に借記することを命じ、撤去に際して、帳簿原価の修正を行なうことをかたく禁じている。

全く予測不可能な事故や災害の結果、設備財産の撤去を余儀なくされたような場合、当局の承諾を得て「除却財産」(Property Abandoned) 勘定に計上し、これを特に許された期間にわたって「減価償却準備金」に配分して消去してゆくことも認めている。その際、最初に未配分額から残余財産価値並びに保険価値、さらに当該財産について減価償却されていた額を適当に控除するものとしてい

ている。

以上のほか、土地の売却⁽¹⁾或いは再分類の処理について、また賃貸財産の改良、未完成工事(建設仮勘定)、さらに工事随従的従業員給与が財産額を形成する原価価格

計算等⁽²⁾、詳細な設備財産価格の会計処理についての指示が与えられている。したがって、上述のごとき勘定処理が正確に行なわれるならば、それは、一般的にいつて原価主義に立脚するレート・ベースを算出することに十分役立つわけである。また、事実公益企業統制に多大の関心を払ってきた各州の公益事業委員会のみならず、全国的に公益企業の規制を配慮する機関によつても、このよ^{うな}会計的計算手続を経て得られたものが、公益企業に対する適正な有効投資額 (effective investment)、すなわち公正報酬の対象額をなすものとして支持されるようになったのである。

ただ、既述のごとく、一九三〇年代の半ばを過ぎる頃までは、各公益企業会社の勘定処理を基礎とする会計値が、料金設定に際して最高裁判所の認めるところとならず、当該財産自体のそのときどきにおける価値基準 (fair value basis)、すなわち実際財産の客観的な評価額が問題にされたために、公益事業委員会としては、一方においては原価主義評価を主張しながら、他方において、経営者の判断の余地を少なくして、客観的に原価基準 (cost basis) を基礎づける「会計組織」の再整備を行なつてき

たのである。既述のごとく、一九三七年に鉄道及び公益事業委員会全国協会が制定した「電気事業統一会計組織」はこれを具体的に典型的なものとして示したものと^いってよからう。なおこの「統一会計組織」と殆ど時を同じくして制定された連邦動力委員会の「統一会計組織」⁽³⁾は、殆ど大部分の規程とその構造、さらに個々の規定の表現に至るまで記述を等しくするものであった。そこで、つぎにこれらの「会計組織」についても、料金設定に直接的にかかわる問題をとりあげてみることにしよう。

(1) 土地のような固定資本の売却にともなう損益は、未決算勘定 (suspense account) で処理せしめておくことにしている。これは公益企業用投下資本額の増減を直接現わすものとみられる。

(2) 工事の企画、設計等に従事する者の給与は、専属者等特別の部分を除き、設備財産価値を形成する作業原価には加算せしめないことにしてらる。

(c) Federal Power Commission: Uniform System of Accounts Prescribed for Public Utilities and Licenses, Effective Jan. 1, 1937.

四

鉄道及び公益企業委員会全国協会の「統一会計組織」に対する諸規程は、マサチューセッツ州の規程に比べて、著しく整備され、料金設定に係する主要勘定の設定区分並びに処理手続、計算構造ないし財務諸表の体系等も勝れている。特に経営者の恣意的な判断によって左右される余地は、以前のものよりもさらに一層狭められた。

まず、「会計組織」の基調をなす原価主義記帳の第一次的勘定 (Primary accounts) 及び、公益事業所得ないし損益の区分等に関しては、これまでのものと同様の統一的处理をなすことが要請されている。殊に、この組織規程においては、レート・ベースとして公益事業委員会が一九二〇年代以降、裁判所に対してしばしば主張してきた原始原価差引減価却額 (original cost less depreciation) ⁽¹⁾ が算出されるように特に関係諸勘定が配置されている。

例えば、勘定組織規程の「一般指示」項目に、企業規模や記帳の純然たる形式を示すばかりでなく、「前期損益諸項目」の処理、或いは「減価却会計」等⁽²⁾ について、特に詳細な指示を与えている。実は、公益企業会計

の分野では、いわゆる原価配分原則に基づく減価却制度が、減価却の基礎をなす財産単位表 (Unit of Property System) の形成とともに、このときはじめて制度的に確立されたものといってもよいのである。

一九三七年に制定された「会計組織」の計算構造は、一九二一年におけるそれと同様に、貸借対照表を中心とするものであった。しかし貸借対照表勘定の示す数値に對して、これを従来のごとくたんに諸勘定の残高数値をバランスする意味を持つに過ぎないものだという簿記処理的指示を現わすだけでなく、これがその目的として公益企業のいわゆる財政状態を明示するものであることを最初に述べている点は注目されてよい。というのは、このことは、正当なレート・ベース設定の根拠として、貸借対照表が有効な役割を果すものであることを物語るものと解されるからである。それとともに、貸借対照表に記載される公益企業用投下資本については、特に厳密な処理を要請し、また他面において公營企業用設備についての価格を明らかにするための勘定グループを第一区分に設けて、最も詳細な「指示」を与えているからにほかならない。

(89) 公益企業における料金設定問題と企業利益の計算区分について

公益企業用設備財産として記録される価格は、もちろん実際原価であることを原則としている。この「会計組織」において強調されている原価は、既述のごとく、公益企業会計独自の意義を有する「原始原価」すなわち文字通りオリジナル・コストであって、当該企業にとっての原価であるというよりは、「何人かが最初に公共の用に供した際の財産の原価」価格である。したがって、この原価は、財務会計上いふところの取得原価とは必ずしも等しくないばかりでなく、公益事業に対する旧投下資本額を財産の基礎価格として固持し、企業が回収した減価償却額を控除した金額をもって公正報酬の対象としての財産評価額と看做すものである。公益事業会社が事後的に取得した価格、或いは修正した価格は、これを財務会計上分離して、会社自身の財務関係との関連を特別の調整勘定を設けて明瞭にしながら、あくまで公益事業用財産の原価ベースの精神を貫いたものである。⁽³⁾その他の固定資産会計処理についての「指示」事項は、一九二一年の「会計組織」におけると大差はない。

このような徹底した原価主義会計の計算構造を他面から支えるものとして、公益企業所得ないし損益勘定 (Pr-

come Account) 計算が編成されている。その大綱は、やはり一九二一年における「会計組織」の所得ないし損益計算書とそれ程の違いは存在しない。しかし、個々の損益勘定項目は一層詳細に区分され、また損益計算書としては、明瞭に純利益処分 (Disposition of Net Income) の段階を設けて、純然たる損益計算と利益処分との結合構成をとっている点において、その計算構造が一九二一年のものとは若干相違している。

この損益計算書は、料金設定に際し、公益企業に認容さるべき公益事業活動に対する報酬額の高低を算定する公益事業所得を、まず第一義的基礎区分において算出せしめている。いわゆる above-the-line と below-the-line —— 公益事業損益計算の段階 —— の一線を明確に勘定区分する点において、旧来のものとそれ程相違は存在しない。このことは、公益事業損益計算とその他の営業外損益計算とを峻別し、企業の採算を公益事業として、また企業全体として、それぞれ区別して算出することを意味する。ところで、一九三七年の「会計組織」における第一次区分においては、営業収益 (Operating Revenue) からの控除項目として、固有の営業費 (Operating Expen-

ses) を示すだけでなく、特に減価償却費をはじめ、有期公益事業投資償却 (Amortization of Limited-Term Utility Investments)、公益事業設備取得価格調整額償却 (Amortization of Utility Plant Acquisition Adjustments)、営業費に賦課される財産損失 (Property Loss Chargeable to Operations) 並びに税金が計上されている。

これらの諸勘定を控除項目として、純営業収益を算定し、これに貸付電気設備利益及び賃貸料を加算して電気事業利益を示し、さらにその他の公益事業利益を加算して above-the-line 上の公益事業総所得を算出する区分計算を行なっている。この点、一九二一年の「会計組織」では、電気事業とガス事業をそれぞれ別個に規程していたので、当該公益事業の純営業所得を第一次的に示したのであるが、一九三七年の区分計算では、公益事業所得を総括して算出せしめている。

このようにして、公益事業の営業所得が、その他の企業利益と明瞭に区分して算出されたのであるが、その際、この区分計算で注目されるべきものは、前述のごとく控除項目として、営業費のほか、純然たる公益企業設備の原価配分としての償却 (depreciation and amortization

of electric investments or plant acquisition adjustments) の金額がオリジナル・コストの部分とその他の価格部分とに明確に区分して示されるようになったことである。それは above-the-line 上の計算として明示され、合せて below-the-line の計算区分の内に Other Income と Income Deduction としての営業外損益計算区分の階段を経て利益処分 (Disposition of Net Income) 計算を行なうものとしている。

この損益計算書は、いわば損益計算と利益処分結合型の損益計算書にほかならないのであるが、注目されるべきことは、当期業績主義利益概念 (current operating performance concept of income) に立脚した勘定の区分配置がこのとき明確になされていることである。すなわち、当該期間の利益控除後の残高は、利益剰余金 (Earned Surplus) 計算書で決済されることになっているのである。⁽⁴⁾

ここにいうところの利益剰余金計算書の原型は、一九二一年の「会計組織」の下における「損益勘定」計算書に相当するものである。主として両者の異なる点は、「損益勘定」計算書には減価償却の利益剰余金充当額や社債

(91) 公益企業における料金設定問題と企業利益の計算区分について

割引額の利益剰余金充当額のごときものを経営者の自由な判断でこれに計上し得ることになっており、今日いうところの当期業績主義利益計算にはなっていない。その他の点においては大差なく、損益計算書残高、利益配当金、利益内部留保金をこれに記載するとともに、期間外利益剰余金の増減額がそれぞれこの勘定計算書に計上されることになっている。

このようにして、一九三七年の「統一会計組織」によって、減価償却制度の確立並びに当期業績主義会計の思考が整備され、アカウンティング・レート・ベースを採用せしめる基礎が固められ、一九四四年に至ってホープ事件の判例をみるに至り、公益企業の料金基礎として、最早財務会計を無視した公正価値の原則ということは、殆ど考えられなくなったのである。かくて、公益企業の財務会計制度は、長らくその構想を変えなかつたのであるが、戦後に至り、一般会計制度の進展、税務経理対策、或いは公正報酬に相当する資本コスト思想の影響を受け、「会計組織」の編成を再整備することによって、その数値が、公益企業の料金設定に一層役立つよう構成されるに至ったものとみられるのである。

- (1) 拙稿「公益企業におけるオリジナル・コスト設定の意義」(『会計』第六十卷五号六〇六頁—六一八頁)
- (2) 減価償却の計算は、「月末毎に電気償却設備に対し、当月分の減価発生見積額を記録しなければならない」ものとしている。なお特に費用計算の面では、稼動電気設備(Electric Plant in Service) 勘定に対する通常の借方計上部分と、貸付電気設備(Electric Plant Leased to Others) についての同設備利益勘定への賦課部分計算を分つことを命じ、運搬装置や建設工事用装置・工具についての減価償却費は、清算(Clearing) 勘定ないし建設仮勘定に賦課する自由を認めている。さらに減価償却引当金(Reserves for Depreciation) の設定計算に関しては、減価償却費勘定に対応せしめられるもの以外の例外的なもの(特別に認められた「財産損失」等)を列挙し、引当金取崩しに関しても各設備の残存価値や保険金の回収額等と関連せしめて個別的に綿密な計算を行なうことを要請している。また、減価償却引当金は、稼動、貸付、未稼動の各設備に対応するものに細分することになっている。
- (3) もし、公益企業が、すでに公益企業用に供されていた営業単位設備ないし系統設備を買収、合併、清算その他によって獲得した場合、その取得原価が、当該設備財産の正当な取得目現在における減価償却費および工事負担金(Contribution in Aid of Construction) を差引いたオリジナル・コストと相違するときは、その差額を科目一〇・五の取得価格調整勘定に計上すべきものとされている。

また当該公益企業が、この統一勘定組織に切替えるに際して、その規程施行日における設備財産の簿価が、取得原価と相違している場合にも、その差額を差引いて適当に他の勘定に算入しないときは、科目一〇七・七の価格調整勘定にその差額を計上すべきものとされている。つまり、設備資産の再評価差額のごときものを分離計上せしめているのである。

かくすることによって、公益事業用原始財産価格と、企業自身の取得原価もしくは修正簿価との調整を図るための減価償却 (amortization) の基礎価格の分離を可能ならしめているのである。前掲、拙稿「公益企業における『オリジナル・コストプリンシプル』についての反省」六頁—三頁参照。

(4) 利益剰余金計算書を別建としたことは、貸借対照表残高と損益計算書残高の接合をこれによって表示するというだけではなく、過年度留保利益の期中増減をこれによって分離計算し、当該期間損益の明確化を図ったのである。

五

一九六一年に、連邦動力委員会によって改訂された「統一会計組織」は、米国における公益企業の現行会計制度の代表的なものであるといつてよからう。その根本的会計思考は、一九三七年の「会計組織」にみられたも

のと殆ど異なるところはない。というのは、公益事業設備に対する原初原価の原則のごときは、一層厳格に固守されているからにほかならない。しかしながら、財務会計全体としての勘定の配置、区分については、一九三七年のものに比べて一段と詳細の度を増したばかりでなく、相当の変更や修正、追加がなされている。

まず貸借対照表勘定についてみるに、公益事業設備の機能別諸勘定を第一次区分に計上していることは従来通りであるが、新に、これらに対する減価償却累計 (accumulated provision for depreciation and amortization) の内訳計算を借方に表示せしめている。償却累計は、各設備勘定項目のみならず、前掲の取得価格調整勘定についてまで、これを設ける方式を採用しているのである。

このように、固定資産勘定に対する減価償却引当金を、貸借対照表の借方に評価勘定として示すことは、相当地前から一般企業会計の常識とされてきたことであり、取立てて指摘するまでもないようなことごらのごとくである。しかし公益企業会計の勘定組織においては、実は必ずしもそうではなかったのである。減価償却制度が確立された一九三七年の「会計組織」においては、減

償却引当金は、他の負債性引当金とともに、**実質的に積立金**ともみられる性格のものとともに、一括貸借対照表上、Reservesのグループに混在せしめることを余儀なくされていたのである。というのは減価償却制度確立前の段階において、廃棄準備金会計が実施されていた頃の固定資産減価に対する価値の留保観念がその残滓をこのような形でとどめていたのが実状であったからにはかからない。それを減価償却引当金 (provision for depreciation) として、準備金 (reserves) から分離することによって、これまで論議の多かったレート・ベースにおける減価償却計算の意義を一層明確ならしめたことは注目されるべきことである。

つぎに、貸借対照表上みられる目立った変化は、自己資本勘定についてである。これまでこの勘定グループは、長期借入金とともに、固定資金の形態を示す株式資本として表示されてきたのであるが、一九六一年の「勘定組織」においては、これが**所有主資本 (Proprietary Capital)**としてその面目を改めた。すなわち、新たに普通株、優先株の各々について、発行済み、引受け済み転換株式の区分を設けたばかりでなく、その他の払込資本金

(Other Paid-in Capital) の勘定グループを設けたのである。この勘定グループには、株式打歩のほか、新たに株主より受けた贈与、株式資本の額面もしくは授權資本の引下げ額、再取得株式資本の再買ないし相殺利益、株式資本の割引額等いわゆる資本剰余金 (capital surplus) に属するものをそれぞれ区分して記載せしめることにしている。また、これまで貸借対照表の借方に記載されていた株式資本費並びに再取得株式の勘定をここに記載してその資産性を否認しており、さらに従来の処分済並びに未処分利益剰余金もこの勘定グループに属せしめている。

なお、貸借対照表の最後の勘定グループとして、**所得税の繰延累積額 (Accumulated Deferred Income Taxes)**が新たに示されることになったのであるが、それは一九五四年の歳入法によって認められた早期減価償却並びに自由償却制を会社が採用した場合、定額法、その他年金法等普通の償却によった場合との減価償却引当累積差額にほかならない。これは、資本蓄積を促すため税務会計の損益計算上認容されたいわば原価の超過償却による留保資金部分であって、費用計算上正当な料金で回収される。

べき金額とはみられなかったわけである。そこで消費者よりの工事前受金あるいは工事負担金 (customer advances for construction or contribution in aid of construction) の類と同様に、レート・ベースからは控除されるべき勘定として類別されたものと解されるのである。

一九六一年の「会計組織」の改訂で、財務諸表構成上最も顕著な変更と認められるものは、損益計算書が、純利益の処分だけではなく、利益剰余金の増減をも表示する、いわゆる両者結合型の損益計算書となったことである。つまり、利益剰余金計算書をこれまでのように別に設けることは廃止されたのである。しかし、この結合損益計算書は、公益企業会計の特色とされてきた前述のごとき当期業績主義会計の損益計算区分ないし勘定設定をそれほど乱してはいない。唯、所有者的見地からみて、企業が最終的に利益剰余を幾ばく増減せしめたかを損益計算書上でも明らかならしめていることは有意義である。また第一の営業収益計算の表示内容として、営業費に併立せしめて、新たに修繕・維持費 (Maintenance expense) を独立項目として示し、さらに、これまで「税金」一本であったものを所得税とそれ以外の税金とに区分し

て示すばかりでなく、早期・自由償却費及び引当繰入額並びに前期よりの繰戻額を計上している。しかし、これらはずべて一応 above-the-line に電気事業利益並びに公益事業総益を算出している点において変りはない。しかしながら、注目されるべきことは、below-the-line の計算において、公益事業外利益を公益事業利益に加算して会社全体としての総利益を算出した後に、その総利益からの雑控除項目を差引いて、新たに利子費用控除前の利益 (income before interest charges) を算出していることである。しかる後に、控除されるべき利子費用項目のグループを列挙して支払利子総額を示し、損益計算書上、利益剰余金に接合する公益事業会社の純損益を算出していることである。

右の損益区分計算は、形式的には従来の「その他の利益控除」(other income deduction) の諸勘定を整理分割して、その内の利子費用を別建てとし、損益計算区分の段階を一段増したということであるが、しかし内容的には、現在の公益企業損益を多分に左右しているものが何であり、それが幾ばくであるかを明らかならしめるといふ意味において、公益企業経営の現状分析に則応

した損益計算書の構成であるといつてよからう。したがってこの損益計算書は、公益企業料金設定の基礎資料として、古くは一律の公正報酬、最近においては支払利子の要因を一応区別しながら、資本費 (cost of capital) の内容及びその数値を明示する計算書としての機能を果すものといえよう。

結 び

公益企業料金設定の基礎資料として、重要な役割を果して来たアメリカにおける「統一会計組織」の進展は、大要以上のごとくである。ところで、これらの「会計組織」は依然として、オリジナル・コスト・プリンシプルを基調として編成されている。その限りにおいて、ペイトン等の批判をまつまでもなく、一般企業会計理論上の期間損益計算値修正問題が存在するばかりでなく、公益企業料金、すなわち用役価格決定に利用される会計数値としても、これをそのまま活用することには無理が存在するであろう。だが、このことは、そもそも財務会計その

ものが、第一義的に企業の価格形成の手段として、存在するものではないということに帰因するものであり、そこに料金設定に対する企業会計の根本的な限界が存在することを知らねばならない。⁽¹⁾

それにしても、料金設定目的を意識的に導入してきた公益企業会計制度の進展が、一般企業会計の発達に即応しながら、一方において、原価主義の牙城を今もって固めつつ、他方において公益企業損益計算段階の区分内容を豊富にならしめることによって、公益企業料金設定に対する情報価値を高めようとする動向にあることは、注目されるべきことである。かくすることによって、レポート・ベースの算定根拠に弾力性を与え、とともに、企業全体としての財務計算構造を進展せしめることが、今後の公益企業会計に課せられた使命といえよう。

(1) 拙稿「料金統制に対する企業会計の限界」(『一橋論叢』第三十巻四号 八五頁—八八頁参照)

(一橋大学教授)